

中間市地域猫活動支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中間市（以下「市」という。）の区域内における飼い主のいない猫の適正な管理を推進し、もって猫に起因する生活環境被害の軽減を図ることを目的として、地域猫活動を支援する中間市地域猫活動支援事業（以下「事業」という。）を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域猫 飼い主のいない猫（飼い主がなく、対象地域に住み着いた猫をいう。以下同じ。）のうち、当該対象地域の住民の合意の下、不妊去勢手術（耳先カット（当該飼い主のいない猫が不妊去勢手術を受けたことを示すために耳の先端を切除する手術をいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）を受け、又は受けさせる予定で、かつ、給餌、排せつ物の清掃等の管理が適正に行われているものをいう。
- (2) 地域猫活動 環境美化の取組として対象地域の住民の合意の下で行われる次に掲げる活動であって、飼い主のいない猫に起因する生活環境被害を軽減させつつ飼い主のいない猫を将来的に対象地域からなくすためのものをいう。
 - ア 地域猫活動についての周知及び普及
 - イ 地域猫活動に関する合意の形成
 - ウ 地域猫の適正な管理
 - エ 地域猫に起因する苦情の処理
 - オ 不妊去勢手術を受けさせるための地域猫の保護
 - カ 地域猫の新たな飼い主探し
 - キ 飼い猫の適正な飼養についての普及及び啓発
- (3) 活動グループ 対象地域の市民を含む住民によって組織されたグループであって、第5条第4項の規定により登録されたものをいう。
- (4) 対象地域 活動グループが地域猫活動を行う市の区域内の地域をいう。
- (5) 手術券 活動グループが地域猫に不妊去勢手術を受けさせるに当たって、当該不妊去勢手術に要する費用を市が負担することを示すために市長が交付する券をいう。

(市の支援)

第3条 事業による支援の対象は、活動グループとする。

2 市は、活動グループに対し、次に掲げる地域猫活動に係る支援を行う。

- (1) 対象地域における合意形成の機会の提供
- (2) 手術券の交付
- (3) 地域猫活動サポーター（福岡県地域猫活動サポーター派遣事業実施要領（平成31年4月1日福岡県制定）で定められた者をいう。）の福岡県への派遣依頼
- (4) 保護に必要な捕獲器の貸出し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める支援

(活動グループの要件)

第4条 活動グループは、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 法人（権利能力なき社団等を含む。）でないこと。
- (2) 対象地域に在住する親族（民法（明治29年法律第89号）第725条の親族をいう。）又は同一世帯に属する者ではない2人以上の成年者が所属していること。
- (3) 第18条各号に該当することを理由として活動グループとしての登録を取り消された活動グループに所属していた者が所属していないこと。
- (4) 政治、宗教若しくは営利又は猫の繁殖を目的とするものでないこと。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）が所属する団体若しくは暴力団と密接な関係を有する団体でなく、又はこれらに類する団体と密接な関係を有する者が所属していないこと。

(登録等)

第5条 前条に規定する要件を満たすグループは、活動グループとして登録を受けようとするときは、地域猫活動グループ登録申請書兼活動計画書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 地域猫活動を行う活動員名簿（別記第2号様式）
- (2) 地域猫活動に係る猫管理表（別記第3号様式。以下「猫管理表」という。）
- (3) 誓約書（別記第4号様式）
- (4) 地域猫活動に係る土地の所有者の同意に係る報告書（別記第5号様式。第3項において「土地所有者同意報告書」という。）
- (5) 地域猫活動に係る活動地域の自治会長の同意に係る報告書（別記第6号様式。第4項において「自治会長同意報告書」という。）
- (6) 活動拠点（給餌場、トイレ設置場所等の地域猫の管理を行う場所をいう。以下同じ。）を示す地図その他の活動地域に関する資料
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定により猫管理表を提出するに当たっては、当該猫管理表に記載された猫の写真であって、撮影した日が明らかにされており、かつ、申請の日において撮影した日から1か月を経過していないものを添付するものとする。

3 第1項の規定により土地所有者同意報告書を提出するに当たっては、活動拠点の土地の所有者と地域猫活動の目的等についての理解を共有した上で、地域猫活動に関する土地の所有者の同意書欄により同意を得るものとする。

4 第1項の規定により自治会長同意報告書を提出するに当たっては、自治会長（活動地域が複数の自治会に及ぶ場合は、その全ての自治会長）と地域猫活動の目的等について協議し、理解を共有した上で、地域猫活動に関する自治会長の同意書欄により同意を得、及び確認書欄により確認を受けるものとする。

5 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、登録の可否を決定し、地域猫活動グループ登録・却下決定通知書（別記第7号様式）により、登録申請

者に通知するものとする。

(活動グループの責務)

第6条 活動グループは、地域猫活動を実施するに当たって、次に掲げる責務を負う。

- (1) 活動計画に沿った活動を実施すること。
- (2) 対象地域の住民からの地域猫に係る相談及び苦情並びに地域猫活動に係る市からの指導があったときは、迅速かつ丁寧に対応し、その旨を対応後速やかに市に報告すること。
- (3) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）を遵守すること。
- (4) 対象地域内での捨て猫の防止に努めること。
- (5) 地域猫活動グループ登録申請時に猫管理表に記載された地域猫以外の飼い主のいない猫が、対象地域に新たに流入しないよう防止措置を講ずること。

(禁止行為)

第7条 活動グループは、飼い主のいない新たな猫を対象地域に故意に流入させてはならない。

- 2 活動グループは、対象地域において地域猫以外の飼い主のいない猫に餌や水等を与えてはならない。

(手術券)

第8条 手術券の様式は、中間市地域猫手術券（別記第8号様式）とする。

- 2 手術券は、公益社団法人福岡県獣医師会会員である動物病院（以下「協力動物病院」という。）において、当該手術券の交付を受けた活動グループが、その管理する地域猫に対し不妊去勢手術を受けさせる場合に使用できる。
- 3 手術券の有効期間は、当該手術券を交付した日（以下この項において「交付日」という。）から3か月とする。ただし、その末日は、交付日の属する年度の3月31日を超えることができない。

(手術券の交付)

第9条 活動グループは、手術券の交付を受けようとするときは、中間市地域猫手術券交付申請書（別記第9号様式）に不妊去勢手術を受けさせようとする地域猫の個体番号ごとの写真であって、撮影した日が明らかにされ、かつ、申請の日において撮影した日から1か月を経過していないものを添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該活動グループに手術券を交付するものとする。ただし、交付した手術券が使用された場合に市が負担する不妊去勢手術に要する費用の額が予算の範囲を超えると見込まれるときは、手術券を交付しない。
- 3 手術券は、不妊去勢手術を受ける前の地域猫の個体ごとに交付する。

(手術券の使用)

第10条 対象グループは、その管理する地域猫に不妊去勢手術を受けさせようとするときは、不妊去勢手術の実施を依頼する協力動物病院に対し、当該地域猫に係る手術券を提出するものとする。

(手術券に係る諸事項)

第11条 前3条に定めるもののほか、手術券に関し必要な事項は、市長が、又は市と公益財団法人福岡県獣医師会との協議により別に定める。

(実施報告)

第12条 活動グループは、手術券に係る不妊去勢手術を地域猫に受けさせたときは、不妊去勢手術を受けさせた日の属する月（以下この条において「手術月」という。）の翌月の末日までに、当該手術月における不妊去勢手術の状況を取りまとめ、地域猫活動不妊去勢手術実施報告書（別記第10号様式）に耳先カットを施したことが分かる地域猫の写真であつて、活動地域に戻す前に撮影したものを添えて市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 活動グループは、毎年3月31日に、同日の属する年度における地域猫活動の状況を取りまとめ、地域猫活動実績報告書（別記第11号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、第2号又は第3号に掲げる書類は、撮影した日が明らかにされ、かつ、報告の日において撮影した日から1か月を経過していないものとする。

- (1) 対象地域の地図
- (2) 地域猫の写真
- (3) 活動拠点の写真

(是正の勧告)

第14条 市長は、活動グループが第6条に規定する責務を果たさないとき、第7条に規定する禁止行為を行ったときその他地域猫活動が適正でないと判断したときは、当該活動グループに対し、速やかに是正するよう勧告することができる。

(登録内容の変更)

第15条 活動グループは、第5条第1項の規定により提出した地域猫活動グループ登録申請書兼活動計画書の登録事項（以下「登録事項」という。）に係る内容に変更があったときは、速やかに地域猫活動グループ登録事項変更届（別記第12号様式）を市長に提出しなければならない。この場合において、当該変更が活動グループの登録要件に関するものであるときは、当該変更の内容が分かる資料を添えて提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による届出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該登録事項を変更するものとする。

(活動計画の変更)

第16条 活動グループは、第5条第1項の規定により提出した地域猫活動グループ登録申請書兼活動計画書の活動計画に係る内容に変更があったときは、速やかに地域猫活動計画変更届（別記第13号様式）を提出しなければならない。

(登録廃止の届出)

第17条 活動グループは、地域猫活動の終了その他の理由により活動グループとしての登録を廃止するときは、地域猫活動グループ登録廃止届（別記第14号様式）を市長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第18条 市長は、対象地域において事業の目的が達成されたと判断したとき、地域猫活動グ

ループ登録廃止届の提出があったとき、又は活動グループが次の各号のいずれかに該当したときは、当該活動グループの登録を取り消し、地域猫活動グループ登録取消通知書（別記第15号様式）により通知するものとする。

- (1) 登録事項の内容に虚偽があったとき。
- (2) 登録事項の内容が実態と著しく異なるものであったとき。
- (3) 第4条各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなったとき。
- (4) 第14条の規定による是正の勧告に従わないとき。
- (5) 地域猫活動が継続できないと市長が判断したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、活動グループとしての登録を不適当と市長が認めたとき。

(費用の納付)

第19条 手術券の交付を受けた活動グループは、次の各号のいずれかに該当するときは、市長の請求に基づき、不妊去勢手術に要した費用として市が協力動物病院に支払った額に相当する額を市に納付しなければならない。

- (1) 虚偽の申請により手術券の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、不妊去勢手術に用した費用の支出について市長が不適当と認めたとき。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。